

《学術講演会記事》

交通警察の任務等について

京都府警察本部交通部交通企画課

岡 本 茂

1 警察の仕事～何をやりたいか

こんにちは、ご紹介にあずかりました京都府警察本部交通部交通企画課の岡本です。

はじめに、警察の仕事、特に交通警察の任務について知ってもらうため、自己紹介をかねて、私のこれまでの警察での職務を説明していきたいと思います。

私は、大学卒業後、交通警察に関係する職務につきたいと考え、警察官採用試験を受けました。2回目の警察官採用試験挑戦で、合格し、24歳の時に警察官となりました。警察学校卒業後はまず交番勤務につきました。その後、私は早くに家族を持ったこともあり、福知山での駐在所勤務を命じられ、家族とともに福知山の駐在所に赴任しました。駐在所とは、何か知っていますか。交番と何が違うのかご存知でしょうか。基本的には、交番の職務と同じですが、交番は主に都市部で警察官が交替で勤務するのに対し、駐在所は、駐在所員である警察官とその家族が住む住宅を兼ねており、警察官が常時駐在して職務にあたる点で異なります。

この駐在所勤務はとてもいい経験になりました。実際にその地域に住みながら職務に従事する傍ら、私自身も地域の住民なのです。地域住民としての付き合いもあり、地域の方とその分より密接な関係を築くことが出来ました。しかし、同時にいろいろと難しいことも多かったです。例えば、実際にパトロールに出ている際には、家族を駐在所に置いたまま仕事をすることになるので、なか恨みをもった犯人が駐在所に襲ってきたりしたら、家族が危険にさらされ

るのではないかという不安もありました。また、地域住民の方々との付き合いと警察官としての立場の間で悩むこともありました。当時、飲酒運転については、現在ほど罰則は厳しくはありませんでしたし、地域の方も、少し飲んで帰るくらいについては大丈夫だという認識があったのも事実です。実際に、その地域でも会合などで飲んだ後に、車を運転して帰る方も多く、飲酒運転に対する認識自体が低い状態でした。たとえ、同じ地域に住む仲間や友人であるとしても、私は警察官です。警察官としては、飲酒運転を見過ごすわけにはいきません。しかし、だからといって、飲酒運転を発見するたびにその全てをただ取り締まるだけでは、飲酒運転撲滅の根源対策にはならないとも感じていました。そこで、私は、交通安全教室を開催し、地域住民の方々に、飲酒運転の危険性を知ってもらったうえで、飲酒運転は絶対にしないようにと説明してまわり、地域の長に対しても飲酒運転をしてはいけないということをお分かしてもらおうと努力をしました。その結果、地域住民の方々との信頼関係があったからこそ、地域の方々の理解が得られ、飲酒運転はしないようにすると言ってくれ、その地域での飲酒運転は大幅に減ったように思います。このように、駐在所での勤務は、大変な面も多かったですが、自分にとって大変貴重な経験になったと感じています。

駐在所に勤務した後は、警察署の交通課勤務となり、交通課で、交通指導係、交通事故捜査係を経験しました。そして、その後2年間、京都府庁での勤務も経験しました。警察官が京都府庁で勤務する機会があることを知っている人は少ないと思いますが、その2年間は、京都府の職員として京都府庁で勤務することになります。京都府庁では、主に交通安全に関する広報や交通安全運動等の企画などの仕事を中心に行いました。また、東京の霞が関にある警察庁で2年間勤務しましたこともあります。警察庁では、主に犯罪被害者支援に関連する職務に従事しました。犯罪被害者支援の中でも私が主に担当したのは、犯罪被害者等給付金制度です。犯罪被害者等給付金制度とは、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が

犯罪被害者等給付金を支給するものです。京都府警を離れて、京都府庁や警察庁で勤務した経験は、それまでの警察官の仕事とは少し異なり、政策的な面で従事できた点で、いろいろと得られたことの多い経験でした。

警察庁での勤務後は、京都府警に戻ってきて、京都府警察本部の犯罪被害者支援室で勤務しました。この犯罪被害者支援室で勤務している際に、当時同志社大学の大学院生であった京都学園大学の阿部千寿子先生が、大学と犯罪被害者支援室との連携で行った講義を手伝ってくれたことがこの学術講演会にお招きいただいたことにつながっています。

そして、現在は、京都府警察本部交通部交通企画課というところで勤務しています。この交通企画課の仕事内容等については、次の交通部の体制の説明のところでさせていただきたいと思います。

これまで警察官として仕事をしてきましたが、つらいこともたくさんありました。しかし、警察官になりたいという明確な目的意識を持ってこの道を目指したことが、本日までこの仕事を続けてこられた大きな要因であると思っています。皆さんも、就職という人生の大きな岐路に立った時、自分が何をしたいのかという目的を持つことが大切だと思います。

2 交通部の体制

次に、京都府警察本部交通部の体制について説明していききたいと思います。交通部は、①交通規制課、②交通指導課、③交通捜査課、④運転免許課、⑤運転免許試験課、⑥交通機動隊、⑦高速道路交通警察隊、そして私が勤務している⑧交通企画課に分かれています（京都府警察本部交通部の体制についてのパワーポイントを使いながら説明）。

①交通規制課には、交通管制センターがあります。この交通管制センターでは、信号制御等交通管制や災害対策等を行っています。震災時等の交通規制を行うのも、この交通規制課です。以前、京都府の北部で台風による豪雨が発生し、道路が水没して通れなくなってしまったことがありました。そのような災害が生じた場合に、その道路が通れないことなどの情報伝達を行ったり、交

通混雑緩和のために、信号機を制御したりするのも、この交通管制センターの仕事です。

②交通指導課では、交通指導取締りや東日本大震災に伴う要員派遣等の支援業務を行っています。ところで、この中に車やバイクを運転する人ならば、違反切符を切られた人がいるかもしれないですね。このような交通取締りに関する企画立案や実際の取締活動を行うのが交通指導課です。また、東日本大震災における警察官の応援派遣等の支援業務も行いました。みなさんもテレビで信号が機能しなくなっている被災地の映像を見たかもしれません。あのように信号がないままでは、交通事故が発生してしまいます。そのような状況において、警察官が手信号により交通整理を行い復旧のお手伝いを行いました。

③交通捜査課では、ひき逃げ事件や暴走族の捜査などを行います。特に、ひき逃げ事件で、鑑識の担当者が道路に四つん這いになって並んで、少しでも犯人の車の手がかりを見つけるために、証拠を採取しようとする場面をテレビやテレビドラマなどで見たことがないでしょうか。現在では、捜査の技術も発達し、ひき逃げ事件の現場に遺留されたレンズ片、タイヤの痕跡や車の塗料などから、犯人の車種を特定することができます。警察官は被害者のためにも、必死になって犯人を捕まえるために証拠を探すのです。また、暴走族捜査では、撮影したビデオなどを地道に見ながら、その違反行為を行った少年の特定を行います。さらに、運転者の取締りにとどまらず、過労や病気に伴う運転などによって引き起こされる事故事件についても捜査を行います。トラック運転手の過労運転等による交通事故の発生については、運転手のみならず使用者などその背後責任の追及のための捜査も行ったりします。

④運転免許課及び⑤運転免許試験課については、運転免許の試験、運転免許証の交付、更新、行政処分等の職務を行っています。道路交通法違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対しては、運転免許の取消し等の行政処分を迅速に行い、悪質運転者の早期排除に努めています。また、運転者に対する講習等を通じた安全運転の指導啓発にも努めています。

⑥交通機動隊は、みなさんのイメージからすると一番わかりやすいのが、白

バイだと思います。白バイは、スピード違反をする車に注意を与えるなど交通指導取締りを行います。また、交通事故が起こったら、直ちに現場にかけつけて、事故の様子を無線で知らせます。それ以外にも、白バイは、警衛警護やマラソンの先導なども行っています。

⑦高速道路交通警察隊は、高速道路における交通取締りなどのパトロールを行っています。みなさんも実際見たこともあるかもしれませんが、高速道路における覆面パトカーは知っていますか。この覆面パトカーによる速度取締りも、この高速道路交通警察隊が行っています。

そして、私が現在勤務しているのが、交通警察全般の企画立案を行う⑧交通企画課です。交通企画課には、交通事故防止対策室というものがあり、交通事故の分析や交通安全教育等総合的な交通安全対策に取り組んでいます。特に、細い路地が「碁盤の目」に走る京都では、見通しの悪い交差点も多く、自転車事故が多発しているため、現在、京都府警では、自転車対策に力を入れて、悪質な自転車運転の取締りを強化しています。自転車と歩行者との人身事故によって、亡くなる方も現におられます。みなさんもニュースなどで知っていると思いますが、大阪で、安全確認を怠って自転車で国道を横断し、歩道上の2人がタンクローリーにはねられて死亡する事故を誘発したとして、起訴された事例もあります。このような場合に自転車では、何罪に問われるか知っていますか。自動車なら、自動車運転過失致死傷罪などですが、自転車の場合は、重過失致死傷罪となります。このタンクローリーの事故では、実際に自転車を運転していた人が、重過失致死罪で、禁錮2年を言い渡されています。このように、自転車でも罪に問われることもあります。

では、京都府警では、どのような自転車に対して、取締りを強化しているかという、例えば、事故に直結する、前輪や後輪にブレーキのない競技用に使われている、「ピスト」と呼ばれている自転車です。この「ピスト」で走行することは、スピードが出る分ブレーキがついていないので大変危険です。そこで、京都府警では、このようなブレーキがついていない自転車や酒酔い運転などの悪質危険な違反者に対しては、従来の指導や警告を経ずにその場で交通切

符（赤切符）を交付することになっています。自転車といえども車と同様に赤切符を交付されますので、みなさんも自転車の走行について、十分注意してください。

3 交通事故の発生状況

次に、交通事故の発生状況について説明したいと思います。配布資料の中に「平成23年11月末の交通死亡事故の発生概要について」というのがあると思います。11月末現在、京都府内で発生した交通死亡事故による死者数は90人です。こんなに発生しているのを知っていたでしょうか。しかも、これらの死亡事故の特徴として注目してほしいのは、死者数のうち65歳以上の高齢死者数が44人であり、全死者の約半数（48.9%）を占める状況にあるということです。高齢者の状態別では、歩行中が24人で高齢者の半数以上を占め、次いで原付車乗車中が8人、自転車乗用中が7人、自動車乗車中が5人となっています。そして歩行中の死者24人中18人が横断中の事故であります。

また、資料の3枚目をご覧ください。この資料で特に注目してほしいのは、右端にある「(7) シートベルト着用有無別」とある円グラフです。11月末現在で平成23年に、京都府内で自動車乗車中に亡くなられたのは残念ながら19人なのですが、そのうちシートベルトを着用していたのが7人（高齢者3人）で全体の36.8%です。逆にシートベルトを着用していなかったのは、19人中12人（高齢者2人）で全体の63.2%です。そして、これは是非とも理解しておいてほしいのですが、その資料に書いてあるように、シートベルト非着用の12人中9人については、シートベルトを着用していたら生存されていた可能性があるという事例なのです。前席（運転席・助手席）だけでなく、平成20年6月から後部座席についてもシートベルトの着用が義務づけられています。しかし、いまだにシートベルトを着用していない人も多くおられます。シートベルトを付けるとどのような違いがあるかという点、大きな違いは車外放出です。交通事故の際、急ブレーキを踏みます。その際にシートベルトを着用していないと、フロントガラスを突き破って、乗車している人の身体が車外に投げ飛ばされたり

することもあるのです。シートベルトを付けるという、ちょっとしたことに気をつけるだけで、助かる命が多いということ、交通事故というのは一人一人の意識が大切だということを是非覚えておいてください。

4 飲酒検知拒否罪

この講演は、刑事訴訟法の授業の学生さんが主に受講してくれていると聞いていますので、刑事訴訟法の授業に関係ある飲酒検知拒否罪についても、少し話しておきたいと思います。資料にも載せておきましたが、飲酒検問でアルコール検知を行ううえで、それを拒否した判例（昭和51年3月16日）があります。この判例のように、飲酒検問では呼気検査を行います。このアルコール検知を拒否した際には、道路交通法違反として飲酒検知拒否罪で現行犯逮捕されることもあります。この飲酒検知拒否罪については、平成19年に道路交通法の酒酔い運転や酒気帯び運転などに対する罰則が引き上げられたことに伴い、飲酒検知拒否罪の罰則も30万円以下の罰金から3年以下の懲役又は50万円以下の罰金まで引き上げられています。しかし、実務家としては、いきなり現行犯逮捕するわけではありません。逮捕するとしても、まず呼気検査に応じるように説得するなど、段階をきちんとふむことが大事です。

5 交通警察の任務

最後に、今日は交通警察の任務等について話させてもらいましたが、京都学園大学法学部には警察・消防コースがあり、この中にも警察官を志望する学生さんも多いと伺っています。現在、京都府警でも、将来の交通警察を担っていく若手の育成が課題となっているので、今回、警察官を希望する可能性がある若い方にお話しできる機会を得たことは大変有意義です。今日の講演でどのような話に興味を持てたのか、今後も実務家の話を聞いてみたいと思うかということについて、みなさんの感想を聞かせていただければと思います。

6 学生からの質問

Q. ご講演ありがとうございました。私は、警察官を目指しているのですが、警察官の仕事は、ご講演にもあったようにきちんとした手続をふむなど判断が難しいことも多いと思います。経験が浅いうちは失敗もすることもあると思うのですが失敗をした場合にはどうなるのでしょうか。

A. そうですね。失敗は誰にでもあると思います。私にもありました。誰でも失敗する可能性があるので、重要なのは失敗してしまったあとにどのように対処するかです。経験ある先輩方に教えられながら、正しく、きちんと対処していくことが重要だと思います。